

# 福岡県公報

平成26年3月14日  
第3579号

## 目次

### 告示 (第199号 - 第214号)

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ……………	2
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	4
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ……………	4
○土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ……………	8
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ……………	13
○土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ……………	13
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ……………	13
○土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ……………	13
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………	14

### 公告

○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定 (農村森林整備課) ……………	14
○公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………	14
○公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………	15
○公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………	15

○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	15
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	15
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	16
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	16
○公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………	16
○公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………	16
○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……………	16
○介護老人保健施設の許可 (高齢者支援課) ……………	17
○競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ……………	17
○一般競争入札の実施 (県民情報広報課) ……………	18
○一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ……………	21
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (漁業管理課) ……………	23
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ……………	23
○落札者等の公示 (総務事務センター) ……………	24
○落札者等の公示 (総務事務センター) ……………	24
○指定介護老人福祉施設の指定 (高齢者支援課) ……………	25
○大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ……………	25
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	26
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	26
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	26
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	26
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	27

**教育委員会**

○福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) ……………	27
○福岡県指定無形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) ……………	27
○福岡県指定史跡名勝天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) ……………	28

**選挙管理委員会**

○政治団体の設立届 (市町村支援課) ……………	28
--------------------------	----

- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………29
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) ……………31
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……………31
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………32
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……………32

**公安委員会**

- 教習指導員審査の実施について (警察本部運転免許試験課) ……………33
- 情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示 (警察本部警務課) ……………34
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部を改正する告示 (警察本部警務課) ……………34

**雑報**

- 有料道路自動料金収受システムを使用する料金の徴収 (高速道路対策室) ……………34

**正誤**

- 都市計画事業の認可(平成24年5月福岡県告示第839号)中正誤 (公園街路課) ……………35
- 「福岡の逸品まるごとキャンペーン(まるごとショップ、県産酒)」業務に係る提案の募集(平成25年12月20日福岡県公報第3558号公告)中正誤 (中小企業振興課) ……………35
- 道路の供用の開始(平成26年2月福岡県告示第137号)中正誤 (道路維持課) ……………35

**告 示**

**福岡県告示第199号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	512	みやま市瀬高町下庄501-4 みやま市交通安全協会会長 秋葉彌之助	みやま市瀬高町下庄501-4 福岡県警察みやま庁舎内	平成25年 5月14日
旧		みやま市瀬高町下庄501-4 みやま市交通安全協会会長 中原巖		

**福岡県告示第200号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米 筑 後 線	前	久留米市御井町1162番1 先から 久留米市御井町2442番3 先まで	6.0 ～ 54.0	1,610.0
			前	久留米市御井旗崎1丁目 1313番1先から 久留米市御井町2442番3 先まで	10.8 ～ 67.5	1,507.3
			後	久留米市御井町1162番1 先から 久留米市御井町2442番3 先まで	6.0 ～ 54.0	1,610.0
			後	久留米市御井旗崎1丁目 1313番1先から 久留米市御井町2442番3 先まで	10.8 ～ 67.5	1,507.3

**福岡県告示第201号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米 筑後線	久留米市御井旗崎1丁目1313番1先から 久留米市御井町1601番3先まで

**福岡県告示第202号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米 柳川線	前	久留米市本町13番1先から 久留米市大善寺町宮本53番2先まで	7.4 ～ 51.0	3,715.0
			後	久留米市本町13番1先から 久留米市大善寺町宮本53番2先まで	7.4 ～ 51.0	

			後	久留米市安武町安武本 2286番1先から 久留米市安武町安武本 3368番6先まで	15.5 ～ 44.2	1,960.0
--	--	--	---	--	-------------------	---------

**福岡県告示第203号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	三潨 上陽線	前	八女郡広川町大字水原 4154番1先から 八女郡広川町大字水原 4602番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,472.3
			前	八女郡広川町大字水原 4154番1先から 八女郡広川町大字水原 4602番1先まで	9.0 ～ 81.6	1,452.3
			前	八女郡広川町大字水原 4154番1先から 八女郡広川町大字水原 4602番1先まで	4.1 ～ 23.0	1,465.3
			後	八女郡広川町大字水原 4154番1先から 八女郡広川町大字水原 4602番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,472.3
			後	八女郡広川町大字水原 4154番1先から 八女郡広川町大字水原 4602番1先まで	9.0 ～ 81.6	1,452.3

		後	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで	4.1 ～ 23.0	1,460.2
--	--	---	--	------------------	---------

**福岡県告示第204号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三潁線上陽線	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4315番4先まで

**福岡県告示第205号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木田主丸線	朝倉市小田746番1先から 朝倉市小田745番1先まで

**福岡県告示第206号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	塔瀬十文字線小郡	朝倉市中島田314番先から 朝倉市中島田250番1先まで

**福岡県告示第207号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田線小石原	田川郡添田町大字中元寺1512番1先から 田川郡添田町大字中元寺1547番1先まで

**福岡県告示第208号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
箱池沢	福岡市南区柏原1丁目、柏原2丁目、鶴田1丁目、鶴田2丁目、鶴田3丁目、筑紫郡那珂川町片縄西5丁目及び片縄北7丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
若久川	福岡市南区柏原1丁目、柏原2丁目、大字柏原、鶴田1丁目及び鶴田2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
柏原南谷	福岡市南区柏原1丁目、柏原3丁目、柏原4丁目及び大字柏原（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
四十川2	福岡市南区柏原1丁目、柏原3丁目、柏原4丁目及び大字柏原（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
四十川1	福岡市南区柏原1丁目、柏原4丁目及び大字柏原（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
柏陵沢	福岡市南区大字柏原及び柏原4丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
中荒谷川2	福岡市南区大字柏原（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
中荒谷川1	福岡市南区大字柏原、柏原4丁目及び柏原6丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
糠塚谷川2	福岡市南区大字柏原及び柏原6丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
糠塚谷川1	福岡市南区大字柏原及び柏原6丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
糠塚谷川3	福岡市南区大字柏原及び柏原6丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
相原川7	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
相原川8	福岡市南区大字柏原、柏原6丁目及び柏原7丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
相原川10	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
相原川1-1	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
相原川5-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流

相原川5-1	福岡市南区大字柏原（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
相原川6	福岡市南区大字柏原（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
相原川3	福岡市南区大字柏原（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
相原川4-1	福岡市南区大字柏原（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
相原川2-5	福岡市南区大字柏原（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
相原川4-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
相原川2-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
相原川2-1	福岡市南区大字柏原（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
相原川2-4	福岡市南区大字柏原（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
相原川2-3	福岡市南区大字柏原（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
相原川2-6	福岡市南区大字柏原（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
相原川1-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
檜原川	福岡市南区大字柏原、大字桧原及び城南区大字東油山（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
三十田谷	福岡市南区柏原7丁目（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
相原川9	福岡市南区柏原7丁目及び大字柏原（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
平和4丁目(a)-1	福岡市南区長丘2丁目（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平和4丁目(a)-2	福岡市南区長丘2丁目（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長丘2丁目(b)	福岡市南区長丘2丁目（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長丘4丁目	福岡市南区長丘2丁目及び中央区小笹1丁目（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

平和4丁目(2)	福岡市南区平和4丁目（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平和4丁目(3)-2	福岡市南区平和4丁目及び寺塚2丁目（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平和4丁目(3)-1	福岡市南区平和4丁目及び長丘2丁目（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平和4丁目(b)	福岡市南区平和4丁目及び中央区平和5丁目（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平和4丁目(1)	福岡市南区平和4丁目及び中央区平和5丁目（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平和2丁目(2)	福岡市南区平和2丁目（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平和2丁目(1)	福岡市南区平和2丁目（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平和1丁目(1)	福岡市南区平和1丁目（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市崎2丁目(1)	福岡市南区平和1丁目及び市崎2丁目（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平和1丁目(2)	福岡市南区平和1丁目（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市崎2丁目(2)	福岡市南区市崎2丁目（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高宮4丁目-4	福岡市南区高宮4丁目及び大池2丁目（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高宮4丁目-3	福岡市南区高宮4丁目（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高宮4丁目-1	福岡市南区高宮4丁目及び大池2丁目（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高宮4丁目-2	福岡市南区高宮4丁目及び大池2丁目（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池2丁目(1)	福岡市南区大池2丁目（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高宮4丁目-5	福岡市南区大池2丁目及び高宮4丁目（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池2丁目(b)	福岡市南区大池2丁目、大池1丁目及び多賀1丁目（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池2丁目(c)	福岡市南区大池2丁目（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

大池2丁目(2)	福岡市南区大池2丁目（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池2丁目(3)	福岡市南区大池2丁目（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高宮5丁目	福岡市南区高宮5丁目（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野間2丁目	福岡市南区野間2丁目（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫丘2丁目-4	福岡市南区筑紫丘1丁目（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫丘2丁目-2	福岡市南区筑紫丘1丁目及び筑紫丘2丁目（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫丘2丁目-3	福岡市南区筑紫丘2丁目（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫丘2丁目-1	福岡市南区筑紫丘2丁目及び筑紫丘1丁目（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池1丁目(3)-2	福岡市南区大池1丁目及び多賀2丁目（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池1丁目(3)-1	福岡市南区大池1丁目（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池1丁目(1)-3	福岡市南区大池1丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池1丁目(1)-4	福岡市南区大池1丁目（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池1丁目(1)-2	福岡市南区大池1丁目（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池1丁目(1)-1	福岡市南区大池1丁目（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池1丁目(2)-1	福岡市南区大池1丁目（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大池1丁目(2)-2	福岡市南区大池1丁目及び野間4丁目（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺塚1丁目	福岡市南区寺塚1丁目（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若久4丁目-2	福岡市南区若久4丁目（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若久4丁目-1	福岡市南区若久4丁目（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

南大橋2丁目-3	福岡市南区南大橋2丁目（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南大橋2丁目-2	福岡市南区南大橋2丁目及び和田4丁目（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南大橋2丁目-1	福岡市南区南大橋2丁目及び和田4丁目（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
和田(2)	福岡市南区和田3丁目（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
和田(1)	福岡市南区和田2丁目（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野多目3丁目	福岡市南区野多目3丁目及び野多目5丁目（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野多目4丁目	福岡市南区野多目4丁目（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
老司	福岡市南区老司4丁目（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
老司4丁目	福岡市南区老司4丁目（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
老司(4)	福岡市南区老司4丁目（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
老司(2)	福岡市南区老司4丁目（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋形原4丁目	福岡市南区屋形原4丁目（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋形原	福岡市南区屋形原5丁目（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鶴田	福岡市南区鶴田2丁目（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古池	福岡市南区柏原1丁目（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原1丁目(1)	福岡市南区柏原1丁目（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原団地(1)	福岡市南区柏原1丁目及び柏原3丁目（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原1丁目(2)	福岡市南区柏原1丁目（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原団地-1	福岡市南区柏原1丁目及び柏原3丁目（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

柏原2丁目	福岡市南区柏原2丁目及び柏原3丁目（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鶴ヶ丘団地(2)	福岡市南区柏原2丁目（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鶴ヶ丘団地(1)	福岡市南区柏原2丁目及び大字柏原（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原団地(2)	福岡市南区柏原2丁目、柏原3丁目及び大字柏原（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原団地(3)-1	福岡市南区柏原3丁目及び大字柏原（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原団地(3)-2	福岡市南区柏原3丁目及び大字柏原（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原団地-2	福岡市南区柏原3丁目、大字柏原及び柏原1丁目（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原(3)	福岡市南区大字柏原（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原(6)-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原(6)-1	福岡市南区大字柏原（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花畑(3)	福岡市南区大字柏原（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花畑(2)-1	福岡市南区大字柏原（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花畑(2)-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原(5)	福岡市南区大字柏原（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原7丁目(2)	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花畑(1)	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原(4)	福岡市南区大字柏原（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原(2)	福岡市南区大字柏原及び大字桧原（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原7丁目(1)	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

桧原(3)	福岡市南区大字桧原（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原7丁目(a)	福岡市南区柏原7丁目（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原(a)	福岡市南区柏原7丁目（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原(1)	福岡市南区柏原7丁目（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原6丁目-1	福岡市南区柏原6丁目及び大字柏原（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原6丁目-3	福岡市南区柏原6丁目及び大字柏原（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原6丁目-2	福岡市南区柏原6丁目（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原7丁目(1)	福岡市南区柏原6丁目及び大字柏原（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原(1)	福岡市南区柏原6丁目及び大字柏原（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原(2)	福岡市南区柏原6丁目及び大字柏原（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原4丁目(a)	福岡市南区柏原4丁目（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柏原4丁目(b)	福岡市南区柏原4丁目及び大字柏原（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原4丁目(3)	福岡市南区桧原4丁目（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原6丁目(c)	福岡市南区桧原6丁目及び桧原5丁目（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原6丁目(2)-2	福岡市南区桧原6丁目（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原6丁目(2)-1	福岡市南区桧原6丁目（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原6丁目(b)	福岡市南区桧原6丁目（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原6丁目(1)	福岡市南区桧原6丁目（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原6丁目(a)	福岡市南区桧原6丁目及び城南区東油山6丁目（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

鬼の木団地-1	福岡市南区桧原7丁目（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鬼の木団地-2	福岡市南区桧原7丁目（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原2丁目(1)	福岡市南区桧原2丁目（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桧原2丁目(2)	福岡市南区桧原2丁目（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小笹1丁目(1)-3	福岡市南区長丘4丁目（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
箱池沢	福岡市南区柏原1丁目、柏原2丁目、鶴田1丁目、鶴田2丁目、鶴田3丁目、筑紫郡那珂川町片縄西5丁目及び片縄北7丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
若久川	福岡市南区柏原1丁目、柏原2丁目、大字柏原、鶴田1丁目及び鶴田2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

柏原南谷	福岡市南区柏原1丁目、柏原3丁目、柏原4丁目及び大字柏原（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
四十川2	福岡市南区柏原1丁目、柏原3丁目、柏原4丁目及び大字柏原（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
四十川1	福岡市南区柏原1丁目、柏原4丁目及び大字柏原（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
柏陵沢	福岡市南区大字柏原及び柏原4丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
中荒谷川2	福岡市南区大字柏原（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
中荒谷川1	福岡市南区大字柏原、柏原4丁目及び柏原6丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
糠塚谷川2	福岡市南区大字柏原及び柏原6丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
糠塚谷川1	福岡市南区大字柏原及び柏原6丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
糠塚谷川3	福岡市南区大字柏原及び柏原6丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
相原川7	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
相原川8	福岡市南区大字柏原、柏原6丁目及び柏原7丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり

相原川10	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
相原川1-1	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
相原川5-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
相原川5-1	福岡市南区大字柏原（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
相原川3	福岡市南区大字柏原（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
相原川4-1	福岡市南区大字柏原（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
相原川2-5	福岡市南区大字柏原（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
相原川4-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
相原川2-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり
相原川2-1	福岡市南区大字柏原（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
相原川2-4	福岡市南区大字柏原（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
相原川2-3	福岡市南区大字柏原（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
相原川2-6	福岡市南区大字柏原（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり

相原川1-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
檜原川	福岡市南区大字柏原、大字桧原及び城南区大字東油山（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
三十田谷	福岡市南区柏原7丁目（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
相原川9	福岡市南区柏原7丁目及び大字柏原（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
平和4丁目(2)	福岡市南区平和4丁目（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
平和4丁目(3)-2	福岡市南区平和4丁目及び寺塚2丁目（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
平和4丁目(3)-1	福岡市南区平和4丁目及び長丘2丁目（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
平和4丁目(b)	福岡市南区平和4丁目及び中央区平和5丁目（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
平和4丁目(1)	福岡市南区平和4丁目及び中央区平和5丁目（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
平和2丁目(2)	福岡市南区平和2丁目（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
平和2丁目(1)	福岡市南区平和2丁目（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
平和1丁目(1)	福岡市南区平和1丁目（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
市崎2丁目(1)	福岡市南区平和1丁目及び市崎2丁目（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり

平和1丁目(2)	福岡市南区平和1丁目（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
市崎2丁目(2)	福岡市南区市崎2丁目（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
高宮4丁目-4	福岡市南区高宮4丁目及び大池2丁目（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
大池2丁目(1)	福岡市南区大池2丁目（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
大池2丁目(b)	福岡市南区大池2丁目、大池1丁目及び多賀1丁目（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
大池2丁目(2)	福岡市南区大池2丁目（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
大池2丁目(3)	福岡市南区大池2丁目（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
高宮5丁目	福岡市南区高宮5丁目（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
野間2丁目	福岡市南区野間2丁目（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
筑紫丘2丁目-1	福岡市南区筑紫丘2丁目及び筑紫丘1丁目（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
大池1丁目(3)-1	福岡市南区大池1丁目（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
大池1丁目(1)-3	福岡市南区大池1丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
大池1丁目(1)-4	福岡市南区大池1丁目（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり

大池1丁目(1)-2	福岡市南区大池1丁目(別紙図面67に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
大池1丁目(1)-1	福岡市南区大池1丁目(別紙図面68に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
大池1丁目(2)-2	福岡市南区大池1丁目及び野間4丁目(別紙図面70に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
寺塚1丁目	福岡市南区寺塚1丁目(別紙図面71に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
若久4丁目-2	福岡市南区若久4丁目(別紙図面72に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
南大橋2丁目-2	福岡市南区南大橋2丁目及び和田4丁目(別紙図面75に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
和田(2)	福岡市南区和田3丁目(別紙図面77に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
和田(1)	福岡市南区和田2丁目(別紙図面78に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
老司	福岡市南区老司4丁目(別紙図面81に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
老司4丁目	福岡市南区老司4丁目(別紙図面82に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
老司(4)	福岡市南区老司4丁目(別紙図面83に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
老司(2)	福岡市南区老司4丁目(別紙図面84に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
屋形原4丁目	福岡市南区屋形原4丁目(別紙図面85に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり

鶴田	福岡市南区鶴田2丁目(別紙図面87に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
古池	福岡市南区柏原1丁目(別紙図面88に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり
柏原団地(1)	福岡市南区柏原1丁目及び柏原3丁目(別紙図面90に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
柏原1丁目(2)	福岡市南区柏原1丁目(別紙図面91に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
柏原団地-1	福岡市南区柏原1丁目及び柏原3丁目(別紙図面92に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり
柏原2丁目	福岡市南区柏原2丁目及び柏原3丁目(別紙図面93に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
鶴ヶ丘団地(2)	福岡市南区柏原2丁目(別紙図面94に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
鶴ヶ丘団地(1)	福岡市南区柏原2丁目及び大字柏原(別紙図面95に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
柏原団地(2)	福岡市南区柏原2丁目、柏原3丁目及び大字柏原(別紙図面96に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
柏原団地-2	福岡市南区柏原3丁目、大字柏原及び柏原1丁目(別紙図面99に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
柏原(3)	福岡市南区大字柏原(別紙図面100に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり
柏原(6)-2	福岡市南区大字柏原(別紙図面101に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり

柏原(6)-1	福岡市南区大字柏原（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
花畑(3)	福岡市南区大字柏原（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
花畑(2)-1	福岡市南区大字柏原（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
花畑(2)-2	福岡市南区大字柏原（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
柏原(5)	福岡市南区大字柏原（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
柏原7丁目(2)	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
花畑(1)	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり
柏原(4)	福岡市南区大字柏原（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
桧原(2)	福岡市南区大字柏原及び大字桧原（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
柏原7丁目(1)	福岡市南区大字柏原及び柏原7丁目（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
桧原(3)	福岡市南区大字桧原（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり
桧原7丁目(a)	福岡市南区柏原7丁目（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり
柏原(a)	福岡市南区柏原7丁目（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面114に記載する表のとおり

柏原(1)	福岡市南区柏原7丁目（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面115に記載する表のとおり
柏原6丁目-2	福岡市南区柏原6丁目（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
桧原7丁目(1)	福岡市南区柏原6丁目及び大字柏原（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり
桧原(1)	福岡市南区柏原6丁目及び大字柏原（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面120に記載する表のとおり
柏原(2)	福岡市南区柏原6丁目及び大字柏原（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面121に記載する表のとおり
柏原4丁目(a)	福岡市南区柏原4丁目（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面122に記載する表のとおり
柏原4丁目(b)	福岡市南区柏原4丁目及び大字柏原（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面123に記載する表のとおり
桧原4丁目(3)	福岡市南区桧原4丁目（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり
桧原6丁目(c)	福岡市南区桧原6丁目及び桧原5丁目（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面125に記載する表のとおり
桧原6丁目(2)-1	福岡市南区桧原6丁目（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面127に記載する表のとおり
桧原6丁目(b)	福岡市南区桧原6丁目（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面128に記載する表のとおり
桧原2丁目(1)	福岡市南区桧原2丁目（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面133に記載する表のとおり
桧原2丁目(2)	福岡市南区桧原2丁目（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面134に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第210号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
駄の原川1-1	福岡市城南区大字東油山、東油山6丁目、南区大字桧原及び大字柏原（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
駄の原川1-2	福岡市城南区大字東油山、東油山6丁目、南区大字桧原及び大字柏原（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第211号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
駄の原川1-1	福岡市城南区大字東油山、東油山6丁目、南区大字桧原及び大字柏原（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

駄の原川1-2	福岡市城南区大字東油山、東油山6丁目、南区大字桧原及び大字柏原（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
---------	---	-----	-----------------

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第212号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小笹1丁目(3)-3	福岡市中央区小笹1丁目、南区長丘2丁目及び平和4丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小笹1丁目(3)-2	福岡市中央区小笹1丁目及び南区長丘2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小笹1丁目(3)-1	福岡市中央区小笹1丁目、南区長丘2丁目及び長丘4丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小笹1丁目(2)	福岡市中央区小笹1丁目及び南区長丘4丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小笹1丁目(1)-2	福岡市中央区小笹1丁目及び南区長丘4丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小笹1丁目(1)-1	福岡市中央区小笹1丁目及び南区長丘4丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第213号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月14日

## 福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小笹1丁目(3)-3	福岡市中央区小笹1丁目、南区長丘2丁目及び平和4丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
小笹1丁目(3)-2	福岡市中央区小笹1丁目及び南区長丘2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
小笹1丁目(3)-1	福岡市中央区小笹1丁目、南区長丘2丁目及び長丘4丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
小笹1丁目(2)	福岡市中央区小笹1丁目及び南区長丘4丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
小笹1丁目(1)-2	福岡市中央区小笹1丁目及び南区長丘4丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
小笹1丁目(1)-1	福岡市中央区小笹1丁目及び南区長丘4丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第641号北九州都市計画道路事業3・3・39号飛行場南線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 事業施行期間

平成13年2月28日から平成31年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

## 公 告

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成26年3月3日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
柳川みやま土地改良区	土地改良事業（維持管理）変更計画書及び定款の写し	平成26年3月14日から 平成26年4月14日まで	柳川市役所 みやま市役所

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成26年1月30日から 平成26年3月20日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（道路台帳平面図修正）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区及び中央区	平成25年12月21日から 平成26年3月20日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮若市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（世界測地系への座標変換、基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宮若市全域	平成26年2月19日から 平成26年3月20日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区沼本町2丁目ほか	平成26年1月20日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成26年2月14日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区浅川台2丁目～北九州市八幡西区浅川台3丁目	平成26年1月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区塩屋ほか	平成26年2月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
嘉穂郡桂川町土居～嘉穂郡桂川町土師（県道豆田稲築線）	平成26年2月17日から 平成26年3月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（土地改良事業確定測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
飯塚市上穂波東地区	平成25年9月25日から 平成26年3月25日まで

公告

柳川市昭代干拓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
高田 善光	柳川市古賀157番地1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4052080134	介護老人保健施設ふくせい 福岡県糸島市高田四丁目 24番1号	医療法人福生会フクヨ内科 科医院	平成26年 3月1日

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務の委託
- ・ヘリコプター・テレビ・システム機上設備賃貸借

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記

- されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年4月2日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

---

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

ア 名称

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務の委託

イ 数量

入札仕様書による。

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成27年5月31日まで

(4) 納入場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、平成26年4月2日までに、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年4月23日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-05（運送）又は13-11（その他）で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者（事前に福岡県総務部総務事務センター調達班で等級の格付の確認をすること。）

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、世帯への配布とする。

イ 同程度の基準は、1万世帯以上への配布とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成26年3月14日（金）から平成26年4月23日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成26年4月23日（水）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政15号会議室（行政棟地下1階）

## (2) 日時

平成26年4月24日（木）午前11時00分

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（平成25年度配布見込み部数3,698,839部に1部当たりの入札単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額（平成25年度配布見込み部数3,698,839部に1部当たりの契約単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
Delivering of Fukuoka Prefecture's Newsletter in Fukuoka City
- (2) Time Limit of Tender  
5:00pm on April 23, 2014
- (3) Contact Point for the Notice :  
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-City, 812-8577, Japan  
TEL 092-643-3102

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名  
ヘリコプター・テレビ・システム機上設備賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間  
平成26年12月1日から平成36年11月30日までの間
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年4月23日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2237

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

平成26年3月11日（火）から平成26年4月22日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
  - (2) 提出期限  
平成26年4月23日（水）午後5時45分
  - (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
  - (2) 日時  
平成26年4月24日（木）午前11時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
- 開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額に消費税及び地方消費税8%を含めた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額

とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。  
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
  - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
  - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
  - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
  - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
  - (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
  - (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
  - (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for System for Helicopter Television
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on April 23, 2014
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police  
Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141(Ext 2237)

---

**公告**

次の加入区において平成22年3月福岡県告示第446号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年3月12日を限り消滅したもので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 芥屋加入区

---

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年2月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更後）

特定非営利活動法人伊都福祉サービス協会

（変更前）

特定非営利活動法人福祉サービス研究会

(2) 代表者の氏名

池田 浩行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糸島市波多江駅北一丁目9番20-808号

(4) 定款に記載された目的

(変更後)

この法人は、障がい者、乳児、幼児、障がい児、高齢者及びその家族に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく各種サービス事業、児童福祉法に基づく各種サービス事業、介護保険法に基づく各種サービス事業、障がい者と地域住民との交流会の企画・開催に関する事業、高齢者が安心して生活できる住まいを提供する事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(変更前)

この法人は、障がい者、高齢者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく各種サービス事業、介護保険法に基づく各種サービス事業、障がい者と地域住民との交流会の企画・開催に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達物品名及び数量  
GMサーベイメータほか3件（備44）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年1月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
正晃株式会社

(2) 住所

福岡市東区松島三丁目34番33号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
15,831,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成25年12月6日

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達物品名及び数量  
災害時用エア Tent 及び付属品ほか8件（備46）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年1月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
日本船舶薬品株式会社福岡営業所
  - (2) 住所  
福岡市博多区東比恵2丁目11番30号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
61,236,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成25年12月20日

## 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4071503009	特別養護老人ホームすぎの木 福岡県大牟田市大字甘木字口ノ坪44-1	社会福祉法人木犀会	平成26年 3月1日

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成26年2月28日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) マックスバリュ那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町松原430番1ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
アライアンスサービス株式会社	福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目8番15号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
マックスバリュ九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年10月29日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,462平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	56

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	20

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側(荷さばき施設No.1)	45.5
建物西側(荷さばき施設No.2)	15.0
合計	60.5

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北側	6.88

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ九州株式会社	24時間	

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地南西側、西側及び北側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯	
荷さばき施設 No. 1	午前6時	午後11時
荷さばき施設 No. 2	午前6時	午前9時

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス広川町店

(2) 所在地 福岡県八女郡広川町大字新代字松ノ木660番1ほか

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉穂郡桂川町大字九郎丸字シカヤ644番、646番4、646番5、661番6、661番28から661番30まで、665番、666番2、667番1、668番及び670番5並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

嘉麻市上山田818番地の18

社会福祉法人 清翠福祉会

理事 溝口 望東

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市秋松字池瀬町160番1、160番3、160番6、160番7、163番1、163番5、167番1、167番3及び1030番2、字祭棚169番1、169番3、170番1及び170番4並びに1030番3の一部

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宮若市龍徳1070-1

有限会社 若宮

代表取締役 福原 徹

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市石崎一丁目208番1、208番4、208番7、208番8、249番1及び249番3から249番6まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
東京都台東区上野七丁目14番4号  
大和情報サービス 株式会社  
代表取締役 藤田 勝幸

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
中間市岩瀬西町1548番1、1553番、1554番1及び1559番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役 井阪 隆一

**教育委員会****福岡県教育委員会告示第2号**

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定に基づき、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成26年3月14日

福岡県教育委員会

## 建造物の部

名 称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧長崎税関三池税関支署	1棟	木造、建築面積124.4平方メートル、平屋建、棧瓦葺 東面・南面・西面出入口庇付、銅板葺	大牟田市	大牟田市有明町2丁目3番地	大牟田市新港町1丁目25番地

## 考古資料の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所
牛頸須恵器窯跡出土 ヘラ書き須恵器	34点	大野城市	大野城市曙町2丁目2番1号

**福岡県教育委員会告示第3号**

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第23条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を福岡県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる者を当該福岡県指定無形文化財の保持者として認定する

平成26年3月14日

福岡県教育委員会

左 欄		右 欄		
無形文化財		保 持 者		
名 称	氏 名	芸名・雅号	生年月日	住 所
博多独楽	河崎 正子	二代目 筑紫珠楽	昭和28年1月13日	福岡県大野城市南ヶ丘6丁目7番1号

**福岡県教育委員会告示第4号**

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県指定史跡名勝天然記念物を次のように指定し、第39条第1項の規定に基づき、管史跡の部

理団体を次のように指定する。

平成26年3月14日

福岡県教育委員会

名 称	所 在 地	地 番	管理団体
次郎坊太郎坊磨崖仏群	朝倉郡東峰村大字福井	1611番、1614番1、1614番2、1738番2、1738番3のうち実測248.25㎡ 備考 指定地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び東峰村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	東峰村

名勝の部

名 称	所 在 地	地 番
光明寺庭園	太宰府市宰府	2丁目1102番地

天然記念物の部

名 称	所 在 地	地 番	管理団体
篠栗の埋没化石林	糟屋郡篠栗町大字津波黒	394番地のうち実測446.68㎡ 備考 指定地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び篠栗町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	篠栗町

**選挙管理委員会**

**福岡県選挙管理委員会告示第27号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告国会議員関係政治団体以外の政治団体

示する。

平成26年3月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年12月1日～12月31日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒牧基三後援会	中村 桃和	荒牧 茂嗣	宮若市山口3703	平成25年12月20日
いとう千代子後援会	江崎 京子	檜和田 正子	糸島市潤1-16-5	平成25年12月24日
上村和男後援会	小倉 信一	石井 善彦	筑紫野市むさしヶ丘1-20-8	平成25年12月16日
江崎太郎後援会	江崎 太郎	江崎 政子	福岡市西区上山門3-14-6	平成25年12月11日
柿原たつや後援会	柿原 達也	柿原 知子	みやま市高田町岩津782-2	平成25年12月13日
木原ただし後援会	神武 照	小藺 雄一	糟屋郡宇美町宇美5-3801-1	平成25年12月19日
熊懐和明後援会	高倉 喜久男	熊懐 成剛	うきは市浮羽町山北17-1	平成25年12月2日
小島忠義後援会	小島 忠義	小島 周三	糸島市浦志2-5-20	平成25年12月12日
白水えいじ後援会	白水 英至	白水 克代	糟屋郡宇美町ゆりが丘1-13-10	平成25年12月17日
税理士による三原朝彦後援会	田口 正章	末吉 勇	北九州市八幡東区春の町5-12-22	平成25年12月20日
関健児後援会	関 健児	馬場 眞知子	うきは市浮羽町朝田834-2	平成25年12月17日
中嶋ときお後援会	中嶋 時夫	山下 峯生	嘉麻市岩崎266-3	平成25年12月2日
なかの義信後援会	平川 平	高倉 禎	うきは市浮羽町朝田714-3	平成25年12月18日
花田利和後援会	花田 利和	花田 利和	宗像市池田2329-2	平成25年12月20日
藤嶋厚後援会	合田 宏	高橋 等	宮若市竹原345-2	平成25年12月18日
もう黙っとられん！！糸島市民の会	中牟田 享	水澤 マリコ	糸島市前原中央2-3-60 十方ハイツ102号	平成25年12月26日
やなぎ明夫後援会	古川 忠正	朱雀 千万斗	糸島市神在1390-9	平成25年12月18日
吉崎順一後援会	吉崎 順一	和田 靖男	宮若市原田1867	平成25年12月20日
吉野英史後援会	吉野 英史	吉野 千鶴子	宮若市山口2932	平成25年12月24日
和田善久後援会	松井 晋一郎	篠原 英徳	宮若市龍徳1314	平成25年12月18日

(20団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第28号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成25年12月1日～12月31日

政党の支部

る。

平成26年3月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県新環境創造の会支部	会計責任者	平松 信幸	石丸 昭久	平成25年11月20日	平成25年12月3日
自由民主党福岡県大樹支部	主たる事務所の所在地	古賀市千鳥5-1-23 西野善男方	福岡市東区若宮3-20-40 大神美甲夫方	平成24年8月1日	平成25年12月27日
	会計責任者	西野 善男	大神 美甲夫		
自由民主党福岡県福津市第一支部	政治団体の名称	自由民主党福岡県福津市第一支部	自由民主党福岡県宗像郡第一支部	平成25年12月16日	平成25年12月18日
自由民主党京都郡支部	主たる事務所の所在地	京都郡みやこ町犀川横瀬1712	京都郡みやこ町綾野182-1	平成25年12月2日	平成25年12月6日
	代表者	石橋 慶治	額田 栄三		
自由民主党行橋市支部	主たる事務所の所在地	行橋市西宮市4-1-1	行橋市東大橋2-13-13	平成25年12月4日	平成25年12月6日
	代表者	橋本 哲	高瀬 充博		
民主党北九州市小倉北区支部	会計責任者	梶原 奈穂己	原田 薫	平成25年12月1日	平成25年12月19日

(6団体)

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
うらた弘二連合後援会	主たる事務所の所在地	田川郡福智町赤池68-21	田川郡福智町赤池139-13	平成25年12月1日	平成25年12月10日
川上なおき後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市片島1-4-62	飯塚市西徳前7-13	平成25年12月1日	平成25年12月3日
白水英至後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡宇美町ゆりが丘1-13-10	糟屋郡宇美町大字炭焼45-5	平成10年3月2日	平成25年12月17日
	代表者	白水 英至	小倉 正昭		
	会計責任者	白水 克代	弓削 正		
白水英至後援会	代表者	白水 英至	中島 太	平成14年2月25日	平成25年12月17日
	会計責任者	白水 克代	中元 安典		
月形祐二後援会	代表者	井田 磯弘	平野 順平	平成25年12月15日	平成25年12月19日
はとやま二郎後援会	主たる事務所の所在地	大川市向島1909-1-102	大川市大字郷原585-1	平成25年7月8日	平成25年12月26日
平畑雅博後援会	主たる事務所の所在地	福岡市早良区祖原12-25	福岡市早良区高取1-27-27高取渡辺コーポ101号	平成25年12月26日	平成25年12月26日
福岡県商工政治連盟福岡市早良支部	会計責任者	森 英洋	城戸 寛	平成25年11月11日	平成25年12月27日

やまがたこうじ後援会	会計責任者	山方 孝二	三輪 敏勝	平成25年12月2日	平成25年12月2日
歴史問題正常化全国協議会	政治団体の名称	歴史問題正常化全国協議会	日本集志会	平成25年1月5日	平成25年12月19日
	主たる事務所の所在地	福岡市博多区博多駅東2-4-30 イワキビル606号	福岡市博多区博多駅南2-4-11-503		

(10 団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第29号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成25年12月1日～12月31日

政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県大樹支部	平成25年12月27日	平成25年12月27日
日本維新の会参議院福岡県選挙区第1支部	平成25年12月16日	平成25年12月24日
みんなの党福岡県第7区支部	平成25年4月8日	平成25年12月26日

(3 団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
有田継雄後援会	平成25年12月18日	平成25年12月20日
上村和男後援会	平成24年12月31日	平成25年12月16日
奥永浩二後援会	平成25年12月1日	平成25年12月13日
小島忠義後援会	平成22年9月30日	平成25年12月12日
こば健クラブ21	平成25年11月30日	平成25年12月17日
白水英至後援会	平成10年3月2日	平成25年12月17日

受付期間 平成25年12月1日～12月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
--------------------	-------	-----------	------------	--------	-------	-------

白水英至後援会	平成14年2月25日	平成25年12月17日
白水えいじ後援会	平成18年2月27日	平成25年12月17日
白水えいじ後援会	平成22年2月24日	平成25年12月17日
田原むねのり後援会	平成25年12月24日	平成25年12月24日
なかしま正信後援会	平成25年12月8日	平成25年12月13日
平山よしき後援会	平成25年12月18日	平成25年12月18日
安河内としあき後援会	平成25年11月30日	平成25年12月4日
やの繁敏後援会	平成25年12月16日	平成25年12月16日
やまがたこうじ後援会	平成25年12月2日	平成25年12月2日
横大路まさゆき後援会	平成24年12月30日	平成25年12月27日
吉田としゆきを応援する会	平成25年12月16日	平成25年12月24日
吉塚邦之後援会	平成25年12月24日	平成25年12月24日

(18 団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第30号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

関 健児	うきは市議会議員	関健児後援会	うきは市浮羽町朝田834-2	関 健児	平成25年12月17日	平成25年12月17日
中嶋 時夫	嘉麻市議会議員	中嶋ときお後援会	嘉麻市岩崎266-3	中嶋 時夫	平成25年12月1日	平成25年12月2日
花田 利和	宗像市議会議員	花田利和後援会	宗像市池田2329-2	花田 利和	平成25年12月20日	平成25年12月20日
吉崎 順一	宮若市議会議員	吉崎順一後援会	宮若市原田1867	吉崎 順一	平成25年12月20日	平成25年12月20日
吉野 英史	宮若市議会議員	吉野英史後援会	宮若市山口2932	吉野 英史	平成25年12月24日	平成25年12月24日

(5団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第31号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する  
 受付期間 平成25年12月1日～12月31日

平成26年3月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
岡田 博利	行橋市長	岡田博利後援会	公職の種類	行橋市長	福岡県議会議員	平成25年12月4日	平成25年12月4日
鳩山 二郎	大川市長	はとやま二郎後援会	主たる事務所の所在地	福岡県大川市向島1909-1-102	福岡県大川市大字郷原585-1	平成25年7月8日	平成25年12月26日

(2団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第32号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届等があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。  
 受付期間 平成25年12月1日～12月31日  
 法第19条第3項第1号による届出

平成26年3月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
奥永 浩二	北九州市議会議員	奥永浩二後援会	奥永 浩二	平成25年12月1日	平成25年12月13日
平山 喜基	福岡県議会議員	平山よしき後援会	平山 喜基	平成25年12月18日	平成25年12月18日
矢野 繁敏	水巻町長	やの繁敏後援会	矢野 繁敏	平成25年12月16日	平成25年12月16日
山方 孝二	福岡市議会議員	やまがたこうじ後援会	山方 孝二	平成25年12月2日	平成25年12月2日

横大路 政之

新宮町議会議員

横大路まさゆき後援会

横大路 政之

平成24年12月30日

平成25年12月27日

(5団体)

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第65号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成26年3月14日

福岡県公安委員会

## 1 審査の種類

教習指導員審査

## 2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

## 3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成26年4月17日（木曜日） 午前9時から～午後3時まで	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル	/
平成26年4月18日（金曜日） 午前9時から～午後5時まで		福岡県指定自動車学校協会	
平成26年4月21日（月曜日） 午前9時から～午後5時まで	技 能	福岡市南区花畑4丁目8番1号 マイマイスクール花畑	普 通 大 自 二 普 自 二 普 通 二 種
平成26年4月23日（水曜日） 午前9時から～午後5時まで		北九州市門司区大字畑120番地 アイルモータースクール門司	大 型 ・ 中 型 大 特 ・ 牽 引 大 型 二 種 中 型 二 種

## 4 審査の申請手続等及び受付期間

## (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）の両面を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	15,000円
普通免許	11,800円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,450円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,850円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受領した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

## (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成26年4月7日（月曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成26年4月7日（月曜日）ま

での消印のあるものとする。

5 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
 郵便番号 811-1392  
 所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号  
 電話番号 092-566-2892

福岡県警察本部告示第15号

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月14日

福岡県警察本部長 樋口 真人

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示

(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第1条 情報公開窓口設置規程（平成14年6月福岡県警察本部告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表粕屋警察署情報公開窓口の項の次に次のように加える。

春日警察署情報公開窓口	春日市原町3丁目1番地21 福岡県春日警察署内
-------------	----------------------------

(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第2条 個人情報保護窓口設置規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表粕屋警察署個人情報保護窓口の項の次に次のように加える。

春日警察署個人情報保護窓口	春日市原町3丁目1番地21 福岡県春日警察署内
---------------	----------------------------

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

福岡県警察本部告示第16号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成18年3月福岡県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月14日

福岡県警察本部長 樋口 真人

表中 「考査実施場所又は交通部駐車対策課」 を 「考査実施場所又は交通部交通指導課」 に改める。

雑 報

福岡県道路公社公告第1号

福岡県道路公社は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第2条第1項の規定に基づき、有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第5項に規定する料金の徴収を行うことを次のとおり公告する。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETCコーポレートカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連

絡高速道路株式会社及び公社等が公告したE T Cシステム利用規程（以下「E T Cシステム利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードのうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたE T Cカードをいう。）及びE T Cパーソナルカード（E T Cシステム利用規程第3条第1号に規定するE T Cカードのうち、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたE T Cカードをいう。）を利用した料金の徴収は、西日本高速道路株式会社に委任する。

平成26年3月14日

福岡県道路公社  
理事長 萩 尾 政 男

- 1 路線名  
一般国道497号 福岡前原道路
- 2 E T Cシステムを新たに使用する料金所名  
福岡西料金所  
前原料金所
- 3 E T Cシステムを使用して料金の徴収を開始する日時  
平成26年3月20日 午前0時
- 4 E T Cシステム利用規程  
省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等が公告したE T Cシステム利用規程による。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
24・5・11	3393	告示	839	4	○		前から9	追加及び削除	○ 4号福岡駅さいごう口自転車駐車場	●●● 福岡駅さいごう口第4号自転車駐車場
25・12・20	3558	公告		7	○		前から7		○ 社会保険及び労働保険	●● 社会保険又は労働保険
26・2・25	3574	告示	137	24	○			表中	○ 大野城市川久保一丁目1番21先から	○ 大野城市川保一丁目1番21先から